東芝地域店総合補償制度規約

令和７年１１月１日改正

第１章　総則

第１条（目的）

当制度は、東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）の経営者及び従業員の福祉の増進並びに経営の安定を図ることによって、お店の一層の繁栄を期することを目的とします。

第２条（制度の構成）

当制度は次の２つのプランをもって構成します。

（１）トータルセーフティプラン

（２）オールマイティプラン

第３条（制度の加入日）

当制度は１１月１日を基本加入日とし、２月１日、５月１日、８月１日を追加加入日とします。

第４条（加入費の払込方法）

当制度の加入費は加入日の前月７日に３か月分まとめて、あらかじめ指定された金融機関の口座より自動振替するものとします。

自動振替ができなかった場合は東芝コンシューママーケティング株式会社が加入費を徴収するものとします。

但し、東芝コンシューママーケティング株式会社からの徴収に応じず、期日までに回収されない場合は資格を失ったものとみなし、この制度から脱退するものとします。

第５条（脱退したときの加入費の取扱）

脱退したときは、すでに払込まれた加入費は返戻されません。

第６条（脱退）

加入店または被保険者が次のいずれかに該当したときは、この制度から脱退するものとします。

（１） 加入店が東芝地域店会の資格を失ったとき。

（２） 被保険者が退職、その他の理由によって、その時までに所属していた店の店主または従業員でなくなったとき。

（３） 被保険者がやむをえない理由により脱退を希望したとき。

（４） 被保険者が死亡または高度障害に該当したとき、その該当した日。

（５） 被保険者が満６５歳６か月に達したとき、その達した日直後の１０月末日。

第７条（脱退手続）

この制度の加入店または被保険者が脱退する場合は、保険金の有無にかかわらず、ただちに所定の「脱退通知書」を作成のうえ、東芝地域店会事務局に提出するものとします。第６条（１）～（３）の事由の場合は１１月１日、２月１日、５月１日、８月１日を脱退日とし、締切日までに所定の書類の提出をもって脱退とします。

第８条（加入の取消）

加入店または被保険者の悪意または重大な過失により事実を告げなかったり、また重要な事項について不実のことを告げたときに、加入を取消し加入の時期に遡及して、一切の権利を失うものとします。

第９条（保険金受取人）

（トータルセーフティプラン）

各保険金の受取人は加入店となります。

但し、保険金請求手続きの状況によっては修理業者や被害者、等となる場合があります。

（オールマイティプラン）

各保険金の受取人は被保険者本人とします。傷害死亡保険金の場合には死亡保険金受取人（定め

なかった場合は法定相続人）とします。相続人が複数の場合は原則として１名の方を代表者として他の相続人全員の委任状および印鑑証明が必要です。また、葬祭費用保険金については、葬祭費用を負担した親族とします。お祝金は東芝コンシューママーケティング株式会社経由で加入店に支払います。

第１０条（保険金請求手続き）

（トータルセーフティプラン）

加入店は保険金の請求事由が発生したときは、所定の請求用紙をとりそろえて請求するものとします。

（オールマイティプラン）

被保険者は保険金の請求事由が発生したときは、所定の請求用紙をとりそろえて請求するものとします。

第２章　トータルセーフティプラン

第１１条（加入資格）

東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）とします。

第１２条（加入条件）

東芝地域店（販売店）の加入単位は登録された店舗毎の加入とします。

ただし、特に認めるものは除きます。

第１３条（プランの構成）

本プランは損害保険会社の「動産総合保険」（動産総合保険　普通保険約款）、「賠償責任保険」（賠償責任保険普通保険約款）より構成されています。

第３章　オールマイティプラン

第１４条（加入資格）

（１）　東芝地域店会に所属する東芝地域店（販売店）の方で満１４歳６か月以上、満６５歳６か月以下の方とします。ただし、申込日現在「加入・変更申込書兼脱退通知書」記載の健康に関する告知の質問事項に該当する方は、加入または増口できません。

（２）前項の規定にかかわらず、満６５歳６か月を超える方は、別に定める「継続プラン」に移行することができます。

第１５条（加入口数）

基本補償は被保険者１人につき５口まで（１５歳未満の場合は３口まで）とします。ただし、同種の危険（入院・通院・手術等）を保障する他の保険契約・共済契約があり、その疾病入院日額の合計が３万円（１５歳未満の場合は２万円）、傷害入院日額の合計が３万円（１５歳未満の場合は１万５千円）、傷害通院日額の合計が２万円（１５歳未満の場合は１万円）を超える場合は口数が制限されます。

第１６条（プランの構成）

本プランは損害保険会社の「団体総合生活補償保険（標準型）（ＭＳ＆ＡＤ型）」および東芝地域店会の「付加給付事業」より構成されています。

第４章　その他

第１７条（時効）

保険金を請求する権利は、その支払事由が生じたときから３年間請求がない場合には消滅します。ただし、お祝金は１年以内の請求に限ります。

第１８条（事故発生の通知）

事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者、東芝地域店会事務局あるいは保険会社へご通知ください。ただちにご通知をいただけない場合には、補償を受けられないことがありますので、できるだけ早くご通知ください。

第１９条（運営）

東芝地域店総合補償制度を運営管理しているのは東芝地域店会（事務局）であり、東芝地域店会は、当制度の保険金の支払いのため、トータルセーフティプランは損害保険ジャパン株式会社、オールマイティプランは三井住友海上火災保険株式会社を幹事として各種保険契約を締結しています。

第２０条（規約に規定されていない事項）

本規約に規定されていない事項については、各保険会社の個々の保険約款、および規約に準じます。

第２１条（規約の変更）

本規約は社会経済情勢に著しい変化があった場合には、変更されることがあります。

第２２条（規約の施行）

本規約は令和７年１１月１日から改正施行します。